

徳島県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和七年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号		路線名		区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
1 2		鳴門池田		美馬市美馬町字天神二二七番七地先から 同 字谷ヨリ西 一一七番八地先まで	美馬市美馬町字天神二二七番五地先から 同 字谷ヨリ西 一一七番八地先まで	旧	八・六〇・九・八	四八・九
				新		新	一一・二丁一四・四	四八・九